

第1 監査の概要

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 社団法人四日市市シルバー人材センター
四日市市福祉部 福祉総務課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査日 | 平成21年12月18日 |
| 4 監査日 | 平成22年 1月26日 |
| 5 監査対象年度 | 平成20年度 |
| 6 監査対象事項 | 出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助金の名称 | 四日市市シルバー人材センター運営費補助金 |
| 2 補助金交付額 | 17,350,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 生きがいの充実や、社会参加のための就業を希望する高齢者に機会を提供するとともに、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与するために支援をする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則 |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（四日市市補助金等交付規則第3条） | |
| ア 申請日 | 平成20年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金の交付申請について
（添付書類：事業計画書、収支予算書） |
| (2) 交付決定（四日市市補助金等交付規則第4条） | |
| ア 決定日 | 平成20年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金等交付決定通知書 |
| (3) 確定（四日市市補助金交付規則第15条） | |
| ア 確定日 | 平成21年3月31日 |
| イ 書類 | 補助金確定通知書 |
| (4) 補助金交付（四日市市補助金等交付規則第15条） | |
| ア 交付日 | 平成20年4月23日、平成20年6月2日、平成20年12月9日、平成21年5月27日（戻入） |

第3 監査結果

社団法人四日市市シルバー人材センターの出納及び出納に関連する事務並びに市所管課の団体に対する指導状況等について、監査の結果、次の所見のとおり、検討又は改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【社団法人四日市市シルバー人材センター】

(1) 貸借対照表及び財産目録について

翌年度4月以降の支払予定額を未払金に計上する際、財政運営資金積立資産について、(借方) 財政運営資金積立資産×××(貸方)未払金×××と仕訳のうえ、会計処理を行っている。そのため、貸借対照表及び財産目録をみると、財政運営資金積立資産を含む普通預金及び未払金の総額がその分だけ多く表示されており、期末の適正な財政状態を示す貸借対照表等の会計処理として適正を期すこと。 【是正改善事項】

(2) 会員互助会への助成について

会員互助会は主に会員からの会費とシルバー人材センターからの運営費の一部助成で運営されている。この会員互助会の活動目的は、健康と生きがい対策の向上を基調に会員相互の親睦と連帯意識の高揚、福祉の増進と社会参加の輪を広げることにある、それぞれ重要で促進されるべきものであると考えられる。しかし、会員互助会への助成金については、シルバー人材センター自体が市から運営費補助金を受けていることを考え合わせ、その趣旨及び助成額などが適切かつ妥当であることを公に説明できるようにしておくこと。 【是正改善事項】

【福祉部 福祉総務課】

特になし

2 所見

【社団法人四日市市シルバー人材センター】

(1) 会員の増加について

会員数については、3年ぶりに年度末会員数の減少に歯止めがかかったが、シルバー人材センターの事業を円滑に実施するには、一層の会員の増加が重要である。活発な地域活動などを通じてシルバー人材センターの周知を図ることで、組織の底辺を広げ新規会員の開拓につなげるよう努められたい。

また、シルバー人材センター独自の管理組織体制のスリム化や効率化の定期的な見直しにも努められたい。 【努力要望事項】

(2) 就業機会の開拓と自主的な組織運営について

会員の就業機会を確保するため、特に今後拡大が見込まれる分野の受注先への自主的な受注活動などさらなる強化に努められたい。

また、会員の就業にあたっては、就業者が固定化されることなく新陳代謝が図られるよう、会員間の就業機会の公平性を確保できる体制づくりに努められたい。 【努力要望事項】

(3) 作業の安全確保と付保について

相当危険度の高い作業も含め様々な業務を展開されており、会員の作業時の安全確保に向けた対策の一層の徹底を期されたい。また、加入しているシルバー保険についても保険対象範囲や補償額の定期的な確認に努められたい。 【努力要望事項】

【福祉部 福祉総務課】

(1) 補助金算定の基準について

監査対象の補助金は四日市市補助金等交付規則に基づき交付されているが、同規則に規定されている内容は一般的な手続きを定めたもので、具体的な補助金の算定方法等を規定しているものではない。現在は国の補助額に準じ交付しているが、シルバー人材センターの将来的な運営に向けての支援を考えるなかで、市としての補助金算定の基準について検討すること。 【検討事項】

(2) シルバー人材センターに対する指導監督及び支援について

シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を確保するにとどまらず、就業を通じての高齢者の生きがい対策、地域社会の活性化に寄与するという役割を果たしている。シルバー人材センターがこのような役割を果たしていくうえで、今後とも市からの補助金がシルバー人材センターにとってより効果的なものとなるような指導監督と、補助金を必要としない自主・自立につながる事業展開が可能となるような取組みや運営の確立に向けた支援に努められたい。 【努力要望事項】